

香川県後期高齢者医療の概況  
[令和2年度分]

令和3年10月

香川県後期高齢者医療広域連合

目 次	頁
1 被保険者の状況	
(1) 被保険者数の状況	1
(2) 年齢別被保険者数	2
(3) 市町別被保険者数	2
(4) 所得区分別被保険者数	3
(5) 被保険者数の異動の状況	4
2 医療費・保険給付の状況	
(1) 医療費の概要	5
(2) 市町別1人当たり医療費	8
(3) 疾病別受診及び医療費の状況	9
(4) 葬祭費給付の状況	11
3 保険料の状況	
(1) 保険料率の推移	12
(2) 保険料の調定・収納状況	12
(3) 保険料の軽減	14
(4) 保険料の減免	14
4 保健事業の状況	
(1) 健康診査事業	15
(2) 歯科健康診査事業	17
(3) 長寿・健康増進事業	18
(4) 糖尿病重症化予防事業	19
(5) 服薬指導事業	20
5 医療費適正化事業の状況	
(1) 医療費通知の送付	21
(2) レセプト点検	21
(3) ジェネリック医薬品の利用差額通知	22
(4) 重複・頻回受診者訪問指導事業	23
(5) 医療機関の適正受診等に関する周知啓発事業	23
6 保健事業と介護予防の一体的実施の状況	
(1) 取組市町	24
(2) ハイリスクアプローチの取組内容	24
(3) ポピュレーションアプローチの取組内容	24
7 事業目標	
(1) 事業目標	25

# 1 被保険者の状況

## (1) 被保険者数の状況

本広域連合の令和2年度の被保険者数は153,495人であり、前年度に比べ1,059人(△0.7%)減少し、香川県人口の16.2%となっています。

後期高齢者医療制度が創設された平成20年度以降、毎年増加し続けていましたが、初めての減少となりました。

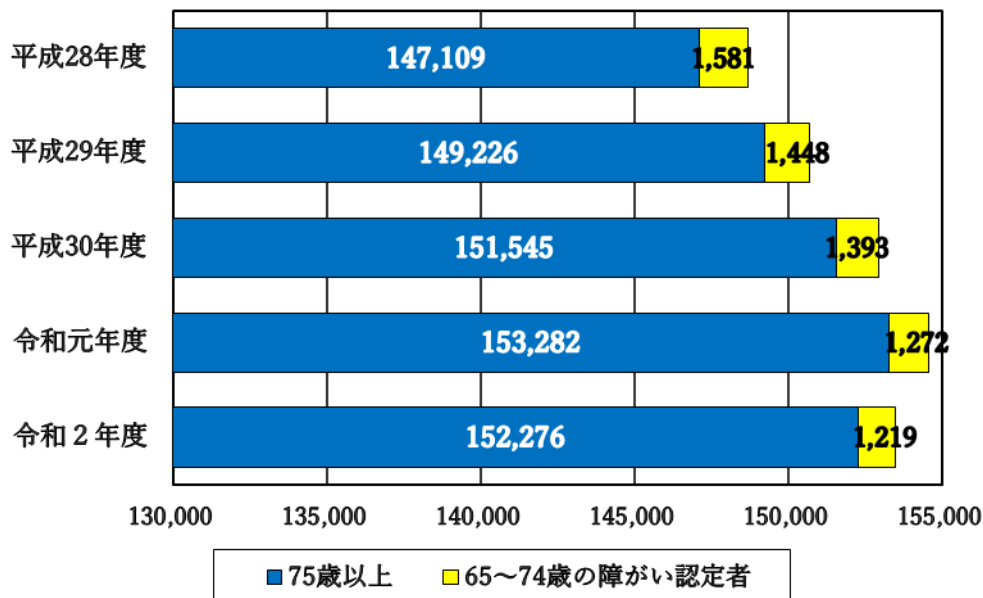
【図表1-1 被保険者数】

年 度	被保険者数		再掲				香川県人口 (人)	被保険者の香川県人口比 (%)
			75歳以上		65歳～74歳の障がい認定者			
	(人) A	対前年度比(%)	(人) B	(%) B/A	(人) C	(%) C/A		
平成28年度	148,690	2.1	147,109	99.0	1,581	1.0	972,182	15.3
平成29年度	150,674	1.3	149,226	99.0	1,448	1.0	967,504	15.6
平成30年度	152,938	1.5	151,545	99.0	1,393	1.0	962,054	15.9
令和元年度	154,554	1.0	153,282	99.2	1,272	0.8	956,630	16.2
令和2年度	153,495	△0.7	152,276	99.2	1,219	0.8	950,286	16.2

注1) 被保険者数は、各年度の3月31日現在のものです。(出典：香川県後期高齢者医療毎月事業状況報告書(事業月報))

注2) 香川県人口は、各年度の4月1日現在のものです。(出典：香川県政策部統計調査課「香川県人口移動調査報告」)

【図表1-2 被保険者数の推移】



(2) 年齢別被保険者数

65歳以上74歳以下の被保険者（74歳までは、一定の障がいがある方で後期高齢者医療制度に加入を希望する方）は減少傾向にあります。75～79歳の被保険者は、これまで増加傾向にありましたが、令和2年度は2千人あまり減少しました。それ以外の年齢における被保険者は小幅な増減を繰り返していますが、おおむね増加傾向にあります。

【図表1-3 年齢別被保険者数】

(単位:人)

年 度	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85～ 89 歳	90～ 94 歳	95～ 99 歳	100 歳 以上	計
平成28年度	649	932	51,055	44,214	31,409	15,235	4,383	813	148,690
平成29年度	547	901	51,207	44,391	32,341	15,899	4,578	810	150,674
平成30年度	427	966	53,708	42,900	32,362	16,801	4,947	827	152,938
令和元年度	364	908	54,796	42,491	32,600	17,380	5,153	862	154,554
令和2年度	283	936	52,279	42,445	33,281	17,863	5,433	975	153,495

注) 被保険者数は、各年度の3月31日現在のものです。(出典:香川県後期高齢者医療毎月事業状況報告書(事業月報))

(3) 市町別被保険者数

【図表1-4 市町別被保険者数】

それぞれの市町における被保険者数と各市町人口との比率を示しています。

(単位:人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
					被保険者	比 率
高松市	54,710	56,118	57,524	58,465	58,565	14.06%
丸亀市	14,459	14,724	15,009	15,399	15,370	14.08%
坂出市	9,286	9,339	9,448	9,455	9,389	18.47%
善通寺市	4,950	4,977	5,006	5,041	4,975	15.70%
観音寺市	10,383	10,405	10,476	10,469	10,318	18.12%
さぬき市	9,066	9,176	9,284	9,375	9,322	19.82%
東かがわ市	6,874	6,963	7,064	7,100	6,969	24.43%
三豊市	12,395	12,328	12,384	12,374	12,170	19.57%
土庄町	2,994	2,999	3,007	3,010	2,948	22.82%
小豆島町	3,399	3,389	3,385	3,386	3,261	23.78%
三木町	4,243	4,293	4,346	4,392	4,319	16.01%
直島町	596	595	611	597	581	19.07%
宇多津町	1,738	1,823	1,875	1,911	1,938	10.25%
綾川町	4,204	4,243	4,237	4,244	4,207	18.43%
琴平町	1,947	1,936	1,914	1,929	1,874	21.93%
多度津町	3,668	3,684	3,712	3,780	3,770	16.42%
まんのう町	3,778	3,682	3,656	3,627	3,519	20.25%
計	148,690	150,674	152,938	154,554	153,495	16.15%

注) 被保険者数は、各年度の3月31日現在のものです。(出典:香川県後期高齢者医療毎月事業状況報告書(事業月報))

(4) 所得区分別被保険者数

被保険者の所得区分別の割合は、低所得者Ⅱの割合が、増加傾向となっています。

【図表 1-5 所得区分別被保険者】

(単位:人)

年 度	被保険者数	現役並み所得者			現役並み所得者以外				
		現役Ⅰ	現役Ⅱ	現役Ⅲ	一般所得者	低所得Ⅰ	低所得Ⅱ		
平成 28 年度	(100.0%) 148,690	(5.7%) 8,403				(94.3%) 140,287 [100.0%]	77,708 [55.4%]	23,691 [16.9%]	38,888 [27.7%]
平成 29 年度	(100.0%) 150,674	(5.6%) 8,474				(94.4%) 142,200 [100.0%]	78,744 [55.4%]	23,193 [16.3%]	40,263 [28.3%]
平成 30 年度	(100.0%) 152,938	(5.8%) 8,887	5,839 [65.7%]	1,516 [17.1%]	1,532 [17.2%]	(94.2%) 144,051 [100.0%]	79,512 [55.2%]	22,881 [15.9%]	41,658 [28.9%]
令和元年度	(100.0%) 154,554	(5.6%) 8,706	5,745 [66.0%]	1,530 [17.6%]	1,431 [16.4%]	(94.4%) 145,848 [100.0%]	80,148 [55.0%]	22,371 [15.3%]	43,329 [29.7%]
令和 2 年度	(100.0%) 153,495	(5.6%) 8,520	5,608 [65.8%]	1,483 [17.4%]	1,429 [16.8%]	(94.4%) 144,975 [100.0%]	79,110 [54.6%]	21,777 [15.0%]	44,088 [30.4%]

注) 被保険者数は、各年度の3月31日現在のものです。

◆出典：香川県後期高齢者医療毎月事業状況報告書(事業月報)

※平成30年8月からは制度の見直しにより、現役並み所得者の区分が細分化されました。

【図表 1-6 所得区分について】

後期高齢者医療制度では、所得区分に応じて医療費に係る自己負担の割合などに違いがあります。

平成30年度からは、制度の見直しにより、現役並み所得者の区分が細分化されました。

所 得 区 分	自己負担の割合	判 定 基 準	
現役並み所得者Ⅰ (現役Ⅰ)	3 割	住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者	下記の条件に該当する方は、認定されずと「一般所得者」区分となります。 (1) 世帯に被保険者が1人で、被保険者の収入額が383万円未満 (2) 世帯に被保険者が2人以上で、被保険者の収入合計額が520万円未満 (3) 世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上であるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいる場合、その方を含めた収入合計額が520万円未満
現役並み所得者Ⅱ (現役Ⅱ)		住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者	
現役並み所得者Ⅲ (現役Ⅲ)		住民税課税所得が690万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者	
一 般 所 得 者	1 割	(1) 現役並みの所得者、区分Ⅰ、区分Ⅱのどれにも該当しない方 (2) 住民税課税所得が145万円以上で、下記①②の両方に該当する被保険者および同じ世帯の被保険者 ①昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者 ② ①の方を含む世帯の全被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下	
低 所 得 者 Ⅰ (区 分 Ⅰ)		(1) 世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円になる方(年金所得は控除額を80万円として計算) (2) または高齢福祉年金受給者	
低 所 得 者 Ⅱ (区 分 Ⅱ)		世帯の全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方	

(5) 被保険者数の異動の状況

令和2年度は、死亡や転出等による減少が、年齢到達や転入等による増加を上回ったため、1,002人の減少となっています。年齢到達による加入者数の減少が、主な要因と考えられます。

【図表1-7 年度別、異動事由別被保険者の増減状況】

(単位:人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
増加	転入	294	323	323	347	295
	生活保護廃止	55	79	93	83	101
	年齢到達	12,072	11,398	11,553	10,937	8,338
	その他	316	234	259	233	235
	計	12,737	12,034	12,228	11,600	8,969
減少	転出	361	353	396	345	315
	生活保護開始	64	67	97	84	102
	死亡	9,052	9,452	9,283	9,389	9,463
	その他	105	100	102	77	91
	計	9,582	9,972	9,878	9,895	9,971
増減差	転出入	▲ 67	▲ 30	▲ 73	2	▲ 20
	生活保護との異動	▲ 9	12	▲ 4	▲ 1	▲ 1
	年齢到達－死亡	3,020	1,946	2,270	1,548	▲ 1,125
	その他	211	134	157	156	144
	計	3,155	2,062	2,350	1,705	▲ 1,002

注) 障害認定による増減は、「増加」及び「減少」の「その他」に含まれます。

## 2 医療費・保険給付の状況

### (1) 医療費の概要

医療費は、令和元年度までは、ほぼ毎年伸びている状況でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、令和2年度において、全国では1兆6千500億円を下回り、令和元年度と比較して、3.3%減となっています。

香川県における医療費も、全国の傾向と同様に、令和元年度までは増加傾向で推移していましたが、令和2年度は、令和元年度と比較し、全国と同様、3.3%減の約1,477億円となっています。この要因としては、主に新型コロナウイルス感染症による受診控えのほか、被保険者の減少も考えられます。

また、香川県の1人あたりの医療費は、全国順位で16位と、全国平均よりも高い水準で推移しています。

【図表2-1 年度別医療費の推移】

年度	香 川 県					全 国			
	医療費		1人当たり医療費			医療費		1人当たり医療費	
	(千円)	対前年度比 (%)	(円)	対前年度比 (%)	全国順位	(千円)	対前年度比 (%)	(円)	対前年度比 (%)
平成28年度	140,511,178	▲ 1.0	958,037	▲ 2.7	18	15,380,608,368	1.6	934,547	▲ 1.5
平成29年度	145,876,206	3.8	976,225	1.9	17	16,022,891,662	4.2	944,561	1.1
平成30年度	148,007,621	1.5	978,290	0.2	18	16,424,644,026	2.5	943,082	▲ 0.2
令和元年度	152,781,789	3.2	993,832	1.6	17	17,056,214,771	3.9	954,369	1.2
令和2年度	147,750,106	▲ 3.3	957,948	▲ 3.6	16	16,491,060,000	▲ 3.3	912,746	▲ 4.4

注1) 医療費の合計は、3月から翌年2月までの一年間の集計です。

注2) 全国の値及び全国順位は、国保中央会公表の速報値を記載しています。

香川県における後期高齢者医療の医療費内訳は、以下のとおりです。

【図表 2-2 年度別診療種別医療費】

年度	医療費計		診療費		調剤	
	(千円)	対前年度比 (%)	(千円)	対前年度比 (%)	(千円)	対前年度比 (%)
平成28年度	140,511,178	▲ 1.0	110,736,086	0.0	24,213,490	▲ 5.2
平成29年度	145,876,206	3.8	114,906,807	3.8	25,247,151	4.3
平成30年度	148,007,621	1.5	117,377,484	2.2	24,658,920	▲ 2.3
令和元年度	152,781,789	3.2	121,145,434	3.2	25,387,019	3.0
令和2年度	147,750,106	▲3.3	117,037,809	▲3.4	24,693,929	▲2.7

年度	食事・生活療養費		訪問看護		療養費等	
	0 (千円)	対前年度比 (%)	0 (千円)	対前年度比 (%)	0 (千円)	対前年度比 (%)
平成28年度	3,740,551	▲ 2.4	627,317	8.3	1,193,734	▲ 4.6
平成29年度	3,785,262	1.2	773,284	23.3	1,163,702	▲ 2.5
平成30年度	3,827,561	1.1	997,892	29.1	1,145,764	▲ 1.5
令和元年度	3,915,352	2.3	1,170,546	17.3	1,163,438	1.5
令和2年度	3,741,377	▲4.4	1,282,612	9.6	994,379	▲14.5

注1) 「医療費」は、次により算出しています。

医療費 = 診療費 + 調剤 + 食事・生活療養費 + 訪問看護 + 療養費等

注2) 用語の定義は次のとおりです。

ア. 療養費等：【図表 2-4】を参照してください。

イ. 診療費：保健医療機関等（保険薬局等を除きます。）において医療を受けた場合に支払われる費用です。

ウ. 調剤：保険薬局において薬剤の支給を受けた場合に支払われる費用です。

エ. 食事・生活療養費：入院中の食事・居住費です。

オ. 訪問看護：自宅で療養している被保険者が、主治医の指示に基づいて訪問看護師から必要な看護を受けた場合に支給する費用です。

【図表 2-3 年度別診療費の内訳】

年度	診療費計		医科				歯科	
	(千円)	対前年度比 (%)	入院 (千円)	対前年度比 (%)	入院外 (千円)	対前年度比 (%)	(千円)	対前年度比 (%)
平成27年度	110,724,175	2.8	63,196,417	3.0	42,623,978	2.5	4,903,780	2.5
平成28年度	110,736,086	0.0	63,265,835	0.1	42,361,663	▲ 0.6	5,108,588	4.2
平成29年度	114,906,807	3.8	66,328,421	4.8	43,233,822	2.1	5,344,564	4.6
平成30年度	117,377,484	2.2	68,023,175	2.6	43,701,377	1.1	5,652,932	5.8
令和元年度	121,145,434	3.2	70,716,721	4.0	44,504,226	1.8	5,924,487	4.8
令和2年度	117,037,809	▲3.4	68,430,608	▲3.2	43,030,174	▲3.3	5,577,027	▲5.9

注1) 「診療費」は、次により算出しています。

診療費 = 医科入院 + 医科入院外 + 歯科



【図表 2-4 年度別療養費等の内訳】

年度	療養費等計		一般診療		補装具		柔道整復師の施術	
	(千円)	対前年度比(%)	(千円)	対前年度比(%)	(千円)	対前年度比(%)	(千円)	対前年度比(%)
平成28年度	1,193,734	▲ 4.6	416	▲ 55.2	171,187	3.6	531,163	▲ 13.9
平成29年度	1,163,702	▲ 2.5	2,243	438.9	177,041	3.4	463,488	▲ 12.7
平成30年度	1,145,764	▲ 1.5	510	▲ 77.3	176,124	▲ 0.5	427,864	▲ 7.7
令和元年度	1,163,438	1.5	572	12.2	176,336	0.1	417,622	▲ 2.4
令和2年度	994,379	▲14.5	704	23.1	169,091	▲4.1	362,235	▲13.3

年度	あんま・マッサージ		はり・きゅう		その他		移送費	
	(千円)	対前年度比(%)	(千円)	対前年度比(%)	(千円)	対前年度比(%)	(千円)	対前年度比(%)
平成28年度	305,977	4.5	184,689	5.6	58	7.4	244	▲ 9.0
平成29年度	309,309	1.1	209,772	13.6	1,671	2781.0	178	▲ 27.1
平成30年度	337,691	9.2	202,715	▲ 3.4	769	▲ 54.0	91	▲ 48.9
令和元年度	347,850	3.0	219,786	8.4	1,187	54.4	85	▲6.6
令和2年度	249,379	▲28.3	212,751	▲3.2	0	▲100.0	219	157.7

注1) 「療養費」及び「療養費等」は、次により算出しています。

療養費＝一般診療＋補装具＋柔道整復師の施術＋あんま・マッサージ＋はり・きゅう＋その他  
 療養費等＝療養費＋移送費

注2) 用語の定義は、次のとおりです。

ア. その他：標準負担額差額、海外療養費です。

イ. 移送費：疾病又は負傷で移動が困難な被保険者が、医師の指導により緊急的な必要があって移送されたときなどに支給する費用です。

(2) 市町別 1 人当たり医療費

香川県における後期高齢者の 1 人当たり医療費は、令和 2 年度が 9 5 7, 9 4 8 円で、全国平均よりも約 4 万 5 千円高い水準となっています。

【図表 2-5 市町別の 1 人当たり医療費】

市町名等	平成 28 年度 (円)	平成 29 年度 (円)	平成 30 年度 (円)	令和 元年度 (円)	令和2年度		
						医療費 A (百万円)	被保険者数 (人) B
全国計	934,547	944,561	932,054	944,656	912,746	16,491,060	18,067,520
香川県計	958,037	976,225	978,290	993,832	957,948	147,750	154,236
高松市	962,311	982,794	990,387	1,014,879	968,696	56,712	58,545
丸亀市	990,135	996,106	1,007,952	1,001,718	977,579	15,069	15,415
坂出市	1,042,002	1,037,420	1,008,303	1,027,784	976,107	9,204	9,429
善通寺市	910,358	943,896	946,286	949,664	916,358	4,602	5,022
観音寺市	1,043,599	1,043,539	1,050,750	1,092,659	1,037,988	10,795	10,400
さぬき市	910,245	946,429	970,529	982,519	942,683	8,828	9,365
東かがわ市	923,608	926,151	916,999	907,591	872,125	6,153	7,055
三豊市	943,888	959,393	965,737	952,332	922,595	11,336	12,287
土庄町	746,900	783,583	811,429	787,986	800,595	2,397	2,994
小豆島町	794,275	830,509	798,917	831,876	808,436	2,703	3,344
三木町	972,209	985,765	957,940	986,214	965,507	4,208	4,358
直島町	873,469	780,783	987,969	1,043,152	1,000,941	593	592
宇多津町	997,773	1,038,845	987,595	927,626	952,671	1,831	1,922
綾川町	925,138	940,780	944,228	955,676	936,131	3,960	4,230
琴平町	979,010	1,040,215	1,039,328	1,065,303	1,107,125	2,110	1,906
多度津町	918,689	924,564	892,983	934,943	923,902	3,494	3,782
まんのう町	977,286	1,060,783	1,023,281	1,074,969	1,045,940	3,755	3,590

注 1) 市町別の医療費は、3 月から 2 月までの一年間で集計し、被保険者数は、令和 2 年 3 月から令和 3 年 2 月までの一年間の平均値です。

(3) 疾病別受診及び医療費の状況

香川県の後期高齢者の疾病別受診状況は、「高血圧（虚血性心疾患を含む）」、「歯の疾患」、「筋骨格系及び結合組織の疾患」が上位3位を占め、過去5年間の罹患状況に大きな変化はありません。医療費は、「新生物」、「その他の損傷及びその他の外因の影響」、「高血圧（虚血性心疾患を含む）」が上位3位を占め、3疾病で全体の3割を占めています。

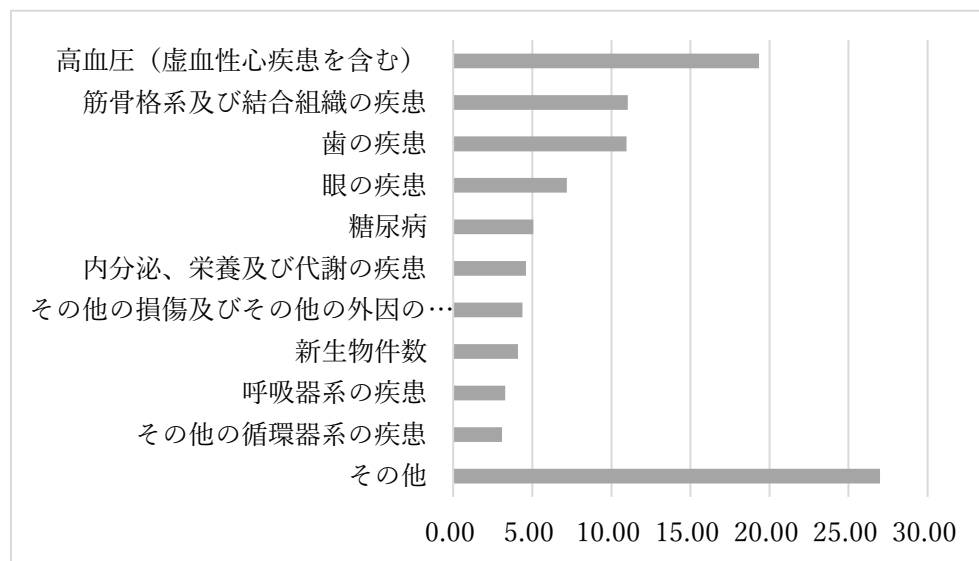
【図表2-6 疾病別受診の状況】

疾病名	平成28年度(%)	順位	平成29年度(%)	順位	平成30年度(%)	順位	令和元年度(%)	順位	令和2年度(%)	順位
高血圧（虚血性心疾患を含む）	18.92	1	18.80	1	18.43	1	18.20	1	19.34	1
筋骨格系及び結合組織の疾患	11.19	2	11.06	2	11.00	2	10.78	3	11.05	2
歯の疾患	9.87	3	10.13	3	10.52	3	11.10	2	10.96	3
眼の疾患	7.33	4	7.19	4	7.15	4	7.12	4	7.18	4
糖尿病	4.76	5	4.81	5	4.79	5	4.76	5	5.06	5
内分泌、栄養及び代謝の疾患	3.55	8	3.66	8	3.67	8	3.64	9	4.59	6
その他の損傷及びその他の外因の影響	4.13	6	4.26	6	4.30	6	4.26	6	4.37	7
新生物	4.07	7	4.12	7	4.16	7	4.23	7	4.08	8
呼吸器系の疾患	3.77	9	3.76	9	3.80	9	3.90	8	3.29	9
その他の循環器系の疾患	3.09	10	3.10	10	2.97	10			3.08	10
胆、膵その他の消化器系の疾患							3.11	10		
その他	29.32		29.11		29.52		28.90		26.99	
受診者総合計（人）	922,326		941,075		899,699		990,688		910,737	

出典：香川県国民健康保険団体連合会「市町別年齢別疾病状況表（B表）」

(注) 各年度とも5月、8月、11月、2月診療分の実績をサンプルとして抽出し、分析したものです。ただし、平成30年度、令和元年度、令和2年度の疾病割合(%)のみ、3月診療分から翌2月診療分の結果をもとに算出しています。

【図表2-7 疾病別受診の状況（令和2年度）】



単位：%

※図表2-6をもとに作成

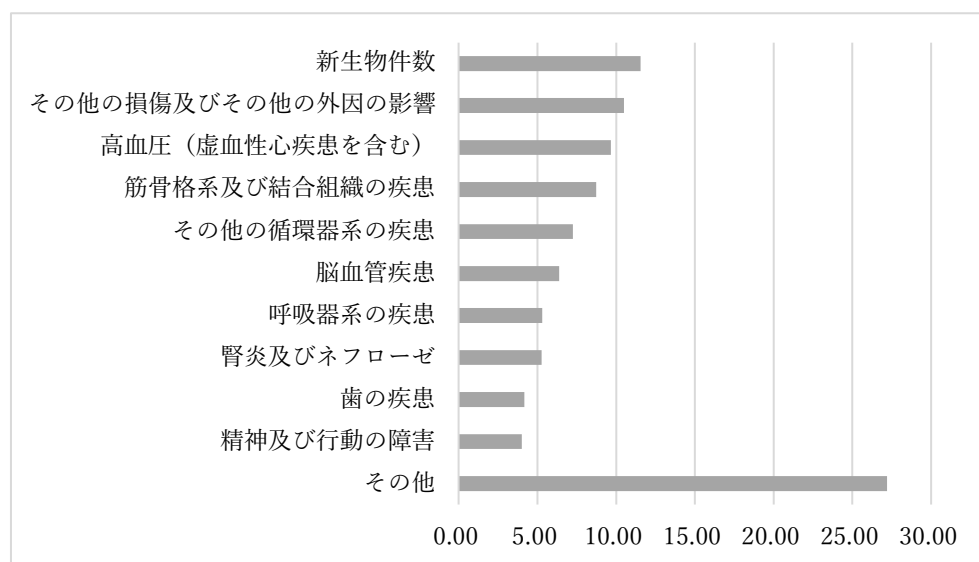
【図表 2-8 疾病別医療費の状況】

疾病名	平成 28 年度 (%)	順位	平成 29 年度 (%)	順位	平成 30 年度 (%)	順位	令和元 年度 (%)	順位	令和 2 年度 (%)	順位
新生物	9.74	1	10.19	1	9.56	2	11.10	1	11.56	1
その他の損傷及びその 他の外因の影響	9.54	3	10.11	3	9.37	3	9.83	2	10.49	2
高血圧（虚血性心疾 患を含む）	10.78	2	10.61	2	11.12	1	9.74	3	9.67	3
筋骨格系及び結合 組織の疾患	8.26	4	8.56	4	8.31	4	8.59	6	8.72	4
その他の循環器系 の疾患	6.20	5	6.32	5	6.02	6	6.68	4	7.25	5
脳血管疾患	6.51	7	6.43	6	6.75	5	6.12	5	6.37	6
呼吸器系の疾患	6.28	6	5.99	7	6.20	7	5.76	7	5.30	7
腎炎及びネフローゼ	4.95	8	5.06	8	5.04	8	4.89	8	5.26	8
歯の疾患	3.96	9	3.92	9	3.73	9	4.13	9	4.17	9
糖尿病	3.96	10	3.89	10	4.07	10	3.82	10		
精神及び行動の障害									4.01	10
その他	29.82		28.92		29.83		29.34		27.20	
総医療費合計（円）	37,863,453,884		39,233,821,787		37,631,419,828		37,863,453,884		39,714,726,933	

出典：香川県国民健康保険団体連合会「市町別年齢別疾病状況表（B表）」

（注）各年度とも5月、8月、11月、2月診療分の実績をサンプルとして抽出し、分析したものです。ただし、平成30年度、令和元年度、令和2年度の疾病割合（%）のみ、3月診療分から翌2月診療分の結果をもとに算出しています。

【図表 2-9 疾病別医療費の状況（令和2年度）】



単位：%

※図表 2-8 をもとに作成

(4) 葬祭費給付の状況

葬祭費は、後期高齢者医療制度開始時から被保険者が死亡した場合に、遺族の方に1件につき一定額を支給しています(29年度までは1件5万円、30年度以降は1件3万円)。

令和2年度は、件数で9,080件、総支給金額は2億7,244万円となっており、制度開始時の平成20年度より、件数で2,742件増加、金額は4,446万円減少しています。

【図表2-10 葬祭費の推移】

	支給件数(件)	総支給金額(円)
平成20年度	6,338	316,900,000
↓		
平成29年度	8,962	448,100,000
平成30年度	8,932	291,460,000
令和元年度	8,980	269,820,000
令和2年度	9,080	272,440,000

### 3 保険料の状況

#### (1) 保険料率の推移

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直すこととされております。

【図表3-1 保険料率の推移】

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
	H20・21年度	H22・23年度	H24・25年度	H26・27年度	H28・29年度	H30・31年度
均等割(円)	47,700	47,200	47,200	47,200	47,300	47,300
所得割率(%)	8.98	8.81	8.81	8.81	9.26	9.26

	第7期
	R2・3年度
均等割(円)	49,800
所得割率(%)	9.78

#### (2) 保険料の調定・収納状況

令和2年度の保険料調定額は、約112億7,531万円で、前年度に比べ約8億2,295万円(7.87%)増加し、収納額は、約112億2,816万円で、前年度に比べ約8億3,093万円(7.99%)増加しました。

現年度分保険料の収納率は、前年度に比べ0.11%増加し、99.58%となりました。過年度分保険料(滞納繰越分)の収納率は、前年度に比べ8.17%増加し、49.12%となりました。

保険料の調定及び収納額の増加の要因としては、保険料率の改定により、均等割額及び所得割額が引き上げられたことと、制度の見直しによるものと考えられます。

【図表3-2 年度別保険料収納状況：現年賦課分】

年 度	調定額(円)	収納額(円)				
		対 前 年 度			対 前 年 度	
		差額(円)	比率(%)		差額(円)	比率(%)
平成28年度	9,260,231,800	535,518,500	6.14	9,207,370,457	531,223,997	6.12
平成29年度	9,680,211,800	419,980,000	4.54	9,630,571,128	423,200,671	4.60
平成30年度	10,080,667,600	400,455,800	4.14	10,033,371,170	402,800,042	4.18
令和元年度	10,452,359,500	371,691,900	3.69	10,397,233,757	363,862,587	3.63
令和2年度	11,275,313,600	822,954,100	7.87	11,228,168,990	830,935,233	7.99

【図表 3 - 3 市町別保険料収納率】

(単位:%)

市町名等	区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
香川県	現年度分	99.42	99.48	99.53	99.47	99.58
	過年度分	40.56	48.94	47.27	40.95	49.12
高松市	現年度分	99.31	99.33	99.42	99.28	99.44
	過年度分	40.06	43.61	46.90	38.91	46.87
丸亀市	現年度分	99.27	99.42	99.48	99.38	99.58
	過年度分	38.76	55.27	38.88	42.79	63.27
坂出市	現年度分	99.37	99.72	99.74	99.67	99.53
	過年度分	51.41	58.48	36.55	31.50	59.28
善通寺市	現年度分	99.86	99.86	99.88	99.86	99.90
	過年度分	55.73	89.22	93.73	95.64	95.75
観音寺市	現年度分	99.44	99.65	99.52	99.52	99.71
	過年度分	27.24	66.49	31.78	24.83	28.92
さぬき市	現年度分	99.66	99.52	99.61	99.60	99.78
	過年度分	55.41	59.75	64.53	58.42	71.55
東かがわ市	現年度分	99.62	99.80	99.65	99.82	99.76
	過年度分	45.18	55.11	71.33	79.38	51.91
三豊市	現年度分	99.65	99.62	99.65	99.75	99.73
	過年度分	33.32	48.95	57.44	62.21	58.46
土庄町	現年度分	99.53	99.65	99.78	99.38	99.75
	過年度分	6.97	48.83	60.03	60.94	79.64
小豆島町	現年度分	99.68	99.50	99.79	99.70	99.79
	過年度分	60.41	53.47	91.63	70.83	78.35
三木町	現年度分	99.48	99.71	99.41	99.71	99.78
	過年度分	37.78	54.21	12.96	38.02	29.22
直島町	現年度分	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	過年度分	100.00	-	-	-	-
宇多津町	現年度分	99.46	99.26	99.48	99.44	99.37
	過年度分	28.90	22.66	40.02	19.50	47.12
綾川町	現年度分	99.51	99.48	99.51	99.51	99.61
	過年度分	49.47	34.97	52.85	64.27	45.70
琴平町	現年度分	99.09	99.41	99.79	99.85	99.83
	過年度分	42.32	52.81	57.63	30.18	31.43
多度津町	現年度分	99.66	99.51	99.31	99.57	99.49
	過年度分	41.36	37.03	35.61	11.55	22.26
まんのう町	現年度分	99.65	99.87	99.56	99.91	99.91
	過年度分	89.15	92.02	100.00	90.28	98.97

※収納率＝収納額÷調定額

### (3) 保険料の軽減

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額に応じて、保険料を軽減しています。令和2年度の軽減対象者は、均等割軽減が67.69%となっています。

なお、平成29年度から所得割、均等割及び被扶養者であった方の軽減措置が段階的に見直されています。

【図表3-4 保険料の軽減措置】

軽減措置	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	対象者数 (人)	割合 (%)	対象者数 (人)	割合 (%)	対象者数 (人)	割合 (%)	対象者数 (人)	割合 (%)	対象者数 (人)	割合 (%)	対象者数 (人)	割合 (%)
均等割												
2割	10,909	7.4	11,764	7.98	12,982	8.62	13,981	9.18	15,408	9.93	16,233	10.39
5割	13,809	9.37	14,956	10.15	16,470	10.94	17,888	11.74	19,307	12.45	20,622	13.19
5割(被扶養者)	787	0.53	832	0.56	867	0.57	845	0.55	886	0.57	870	0.56
7割												
(被扶養者)												
8.5割	30,186	20.49	31,164	21.16	32,248	21.43	33,400	21.93	34,915	22.51	36,114	23.11
8.5割(被扶養者)	5,372	3.64	5,237	3.55	5,163	3.43	5,053	3.31	4,958	3.19	4,924	3.15
9割	24,875	16.89	24,423	16.58	24,259	16.12	23,931	15.71	23,490	15.15	22,905	14.66
9割(被扶養者)	4,515	3.06	4,311	2.92	4,093	2.72	3,974	2.61	3,839	2.47	3,619	2.32
被扶養者	9割		7割		5割		5割(本則)		5割(本則)			
	6,790	4.67	6,401	4.34	6,092	4.04	5,754	3.77	557	0.35	492	0.31
合計	97,243	67.00	99,088	67.28	102,174	67.92	104,826	68.85	103,360	66.66	105,779	67.69
所得割	5割		2割		廃止		-		-		-	
	16,839	11.60	17,879	12.14	19,042	12.65	-	-	-	-	-	-
被保険者数	145,137		147,263		150,429		152,245		155,045		156,249	

注1) 本表の被保険者数は、各年度に賦課決定を行った人の延べ総数です(資格喪失者を含む)。

注2) 特例措置における8.5割軽減については、令和2年度は7.75割軽減です。

注3) 特例措置における9割軽減については、令和元年度は8割軽減、令和2年度は7割軽減です。

### (4) 保険料の減免

災害・失業・低所得などの理由により、保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料を減免できる場合があります。

【図表3-5 年度別保険料減免の実績】

年度	申請 件数	実施 件数	減免等の事由				減免額 (円)
			災害	疾病	失業	その他	
平成28年度	6	6				6	486,000
平成29年度	4	4	1			3	39,200
平成30年度	15	15	6			9	200,200
令和元年度	2	2	2				42,000
令和2年度	276 (269)	268 (262)			2	266 (262)	13,286,700 (12,969,600)

※災害 — 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、災害等により財産等に著しい損害を受けた場合

※疾病 — 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡又はその者の心身の重大な障害や、長期入院等により、その者の総所得金額等が著しく減少した場合

※失業 — 被保険者の属する世帯の世帯主の総所得金額等が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合

※その他 — 被保険者が、刑事施設、労役場、その他これらに準じる施設に拘禁された場合等

※ ( ) 内の数値はコロナウィルスの影響による保険料減免の件数です。



## 4 保健事業の状況

広域連合では、被保険者の健康の保持増進のために、健康診査などの「保健事業」を実施しています。

### (1) 健康診査事業

後期高齢者医療制度では、被保険者の健康づくりや生活習慣病の早期発見、介護予防につなげるために健康診査を実施しています。実施に当たっては、広域連合と市町において健康診査委託契約を締結し、市町が郡市医師会等と連携を図りながら実施しています。

【図表 4-1 健康診査実施状況】

年 度	受診者数 (人)	受診率 (%)
平成 28 年度	52,640	38.9
平成 29 年度	54,878	39.4
平成 30 年度	55,439	39.4
令和元年度	57,034	40.1
令和 2 年度	53,494	37.0

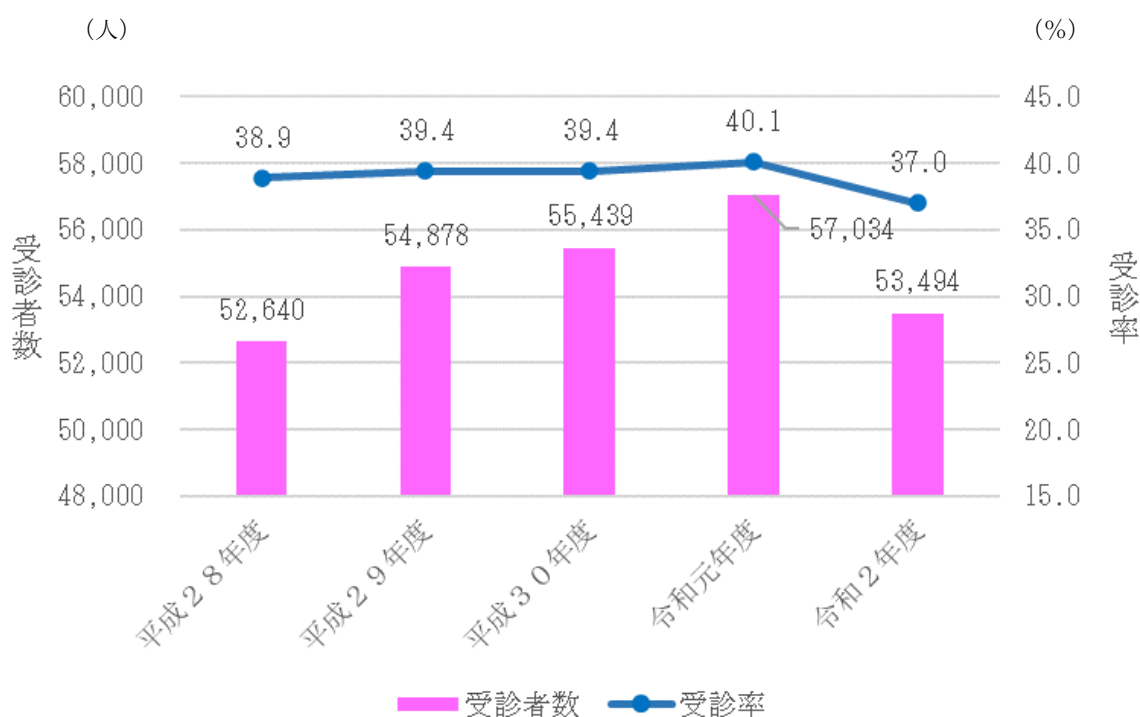
注 1) 対象者は、次のいずれにも該当しない被保険者です。

①病院又は診療所に 6 か月以上継続して入院している方

②障がい者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設等への入所・入居している方

注 2) 人間ドック受診者分も含みます。

【図表 4-2 健康診査実施状況推移】



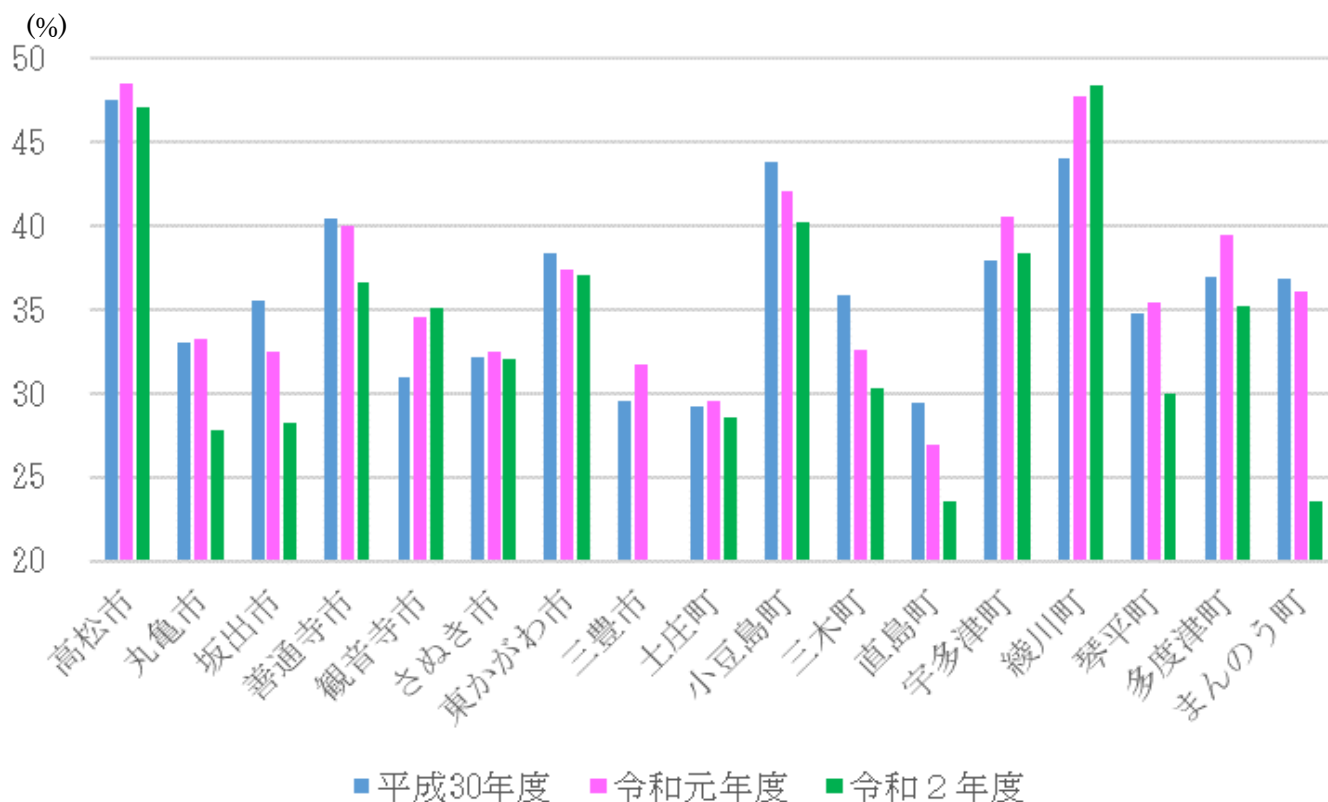
【図表 4-3 市町別健康診査実施状況】

市 町 名 等	受診率 (%)					令和2年度 受診者数 (人)
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
全 国	28.7	28.8	28.9	30.5	29.4	
香 川 県	38.9	39.4	39.4	40.1	37.0	53,494
高 松 市	47.4	48.2	47.5	48.5	47.1	25,755
丸 亀 市	31.3	32.6	33.0	33.3	27.8	4,151
坂 出 市	41.4	36.2	35.5	32.5	28.3	2,486
善 通 寺 市	43.0	41.9	40.4	40.0	36.6	1,791
観 音 寺 市	31.5	31.6	31.0	34.6	35.1	3,229
さ ぬ き 市	28.4	26.9	32.2	32.5	32.1	2,713
東 か が わ 市	35.9	36.2	38.4	37.4	37.0	2,568
三 豊 市	27.9	29.0	29.6	31.7	19.1	2,262
土 庄 町	26.4	29.1	29.2	29.5	28.6	745
小 豆 島 町	40.8	41.8	43.8	42.1	40.2	1,199
三 木 町	31.1	35.1	35.9	32.6	30.3	1,329
直 島 町	31.6	26.9	29.4	26.9	23.5	123
宇 多 津 町	37.0	39.3	37.9	40.5	38.3	669
綾 川 町	46.0	50.9	44.0	47.7	48.3	1,885
琴 平 町	35.3	34.5	34.8	35.4	30.0	542
多 度 津 町	37.2	38.5	36.9	39.4	35.2	1,282
ま ん の う 町	37.4	37.8	36.8	36.1	23.6	765

注) 人間ドック受診者分も含まれます。

(該当市町：高松市・坂出市・善通寺市・さぬき市・土庄町・小豆島町・三木町・琴平町・まんのう町)

【図表 4-4 市町別健康診査受診率推移】



(2) 歯科健康診査事業

高齢者の健康づくりと虫歯や歯周病のほか、高齢者に多く発生しやすい誤嚥性肺炎などの予防のため、4月1日時点で満75歳・80歳の被保険者を対象として、口腔内の健康診査を実施しています。

【図表4-5 市町別歯科健康診査実施状況】

市町名等	歯科健康診査受診率 (%)					令和2年度 受診者数 (人)
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
香川県	18.63	19.13	17.69	19.65	20.81	3,982
高松市	20.19	19.39	17.17	20.50	21.87	1,654
丸亀市	15.75	19.08	18.87	20.04	21.57	457
坂出市	16.38	15.67	15.45	19.50	19.51	225
善通寺市	21.92	21.70	25.50	27.21	28.34	195
観音寺市	21.33	19.72	21.45	19.14	20.58	262
さぬき市	17.93	15.78	15.92	17.76	20.27	244
東かがわ市	20.39	23.68	14.98	18.74	18.18	162
三豊市	15.86	19.78	19.93	18.35	19.64	284
土庄町	11.89	16.34	14.15	10.89	14.84	54
小豆島町	-	-	-	-	20.36	79
三木町	9.52	17.77	17.59	17.61	19.09	109
直島町	14.71	18.33	-	-	-	-
宇多津町	17.32	22.15	17.95	16.91	12.74	33
綾川町	23.57	19.44	12.76	17.16	20.49	101
琴平町	20.57	23.61	16.79	20.87	15.38	36
多度津町	13.81	16.83	17.44	19.44	17.68	87
まんのう町	-	-	-	-	-	-

注1) 平成30年度までは、訪問歯科健康診査分を含みます。

注2) 令和元年度からは、対象者を75歳・80歳に拡大しています。

(3) 長寿・健康増進事業

高齢者の健康づくりのため、市町が地域特性や効果に配慮して実施する事業に対し助成を行い、高齢者の健康増進活動を推進しています。

【図表4-6 令和2年度市町別長寿・健康増進事業実施状況】

市町名	交付金額(円)	健康教育・健康相談等	人間ドック等の費用助成	その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業
高松市	1,748,702	●	●	
丸亀市				
坂出市				
善通寺市	2,570,935		●	
観音寺市				
さぬき市	2,028,605		●	
東かがわ市				
三豊市				
土庄町	126,319		●	
小豆島町	487,023	●	●	
三木町	566,307		●	
直島町				
宇多津町				
綾川町				
琴平町	42,594		●	
多度津町				
まんのう町	2,005,452		●	
合計	9,575,937	2	8	0

注) 人間ドック助成は、令和2年度で終了しています。

#### (4) 糖尿病重症化予防事業

平成28年度から、糖尿病の重症化予防を目的に、KKDA（香川国保データ分析システム）を活用し、健康診査で検査結果(HbA1c)が高かった被保険者のうち、治療中断が疑われる人に対し、再受診勧奨を行う事業を実施しています。受診の結果、医師が保健指導を必要と判断した対象者に、広域連合が市町と連携を取り、個別の保健指導を実施し、結果を該当する医療機関や市町へ提供しています。

【図表4-7 糖尿病重症化予防実施状況】

年 度	勧奨対象者 (人)	再受診者 (人)	受診率 (%)	要指導者 (人)	保健指導実施者 (人)
平成28年度	28	20	71.4	6	6
平成29年度	43	39	90.7	4	3
平成30年度	25	25	100.0	3	2
令和元年度	30	25	83.3	4	3
令和2年度	3	2	66.7	3	2

注) 令和2年度は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の受託市町以外の12市町分を計上しています。

(5) 服薬指導事業

後期高齢者は、加齢等により、慢性疾患の有病率が高くなり、複数の医療機関を受診し、服用する薬が多くなる傾向があります。このことから、薬の飲み忘れや多剤服用による副作用等のリスクを防止する目的で、薬剤師による服薬指導事業を、平成29年度から実施しています。

【図表4-8 市町別服薬指導事業実施状況】

市 町 名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高 松 市	30	29	32	131
丸 亀 市	8	11	11	38
坂 出 市	4	4	3	20
善 通 寺 市	2	1	1	19
観 音 寺 市	5	6	6	15
さ ん ぎ 市	3	1	2	36
東かがわ市	5	5	3	33
三 豊 市	2	2	3	26
土 庄 町	0	1	1	3
小 豆 島 町	2	1	1	2
三 木 町	2	2	0	13
直 島 町	0	0	0	1
宇 多 津 町	1	0	2	6
綾 川 町	2	3	3	6
琴 平 町	2	3	0	9
多 度 津 町	2	1	1	9
まんのう町	2	1	2	11
香 川 県	72	71	71	378

注) 令和元年度までは、訪問指導のみ実施し、令和2年度からは、来局相談と訪問指導を実施しています。

## 5 医療費適正化事業の状況

広域連合では、医療費通知やレセプト点検などのほか、「医療費の適正化に向けた事業」を実施しています。

### (1) 医療費通知の送付

被保険者の健康に対する認識を深め、医療機関の適正な受診や医療費への関心を高めてもらうとともに受診内容を確認していただくため、医療機関でかかった医療費の総額や受診日数、医療機関の名称などを記載した「医療費のお知らせ」を通知しています。

<p>【発送時期】 年1回(令和3年1月)</p> <p>【発送通数】 176,968 通 ※令和2年度</p>
--

### (2) レセプト点検

療養給付費・療養費の適正化を図るため、レセプト内容、資格点検及び内容点検等の点検を実施しています。

【図表5-1 年度別レセプト点検の状況】

年 度	総点検件数 (件)	資格点検分の返戻決定		内容点検の過誤調整	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
平成28年度	4,320,096	5,359	40,493,479	10,498	30,393,828
平成29年度	4,426,181	5,180	47,197,550	14,800	27,429,523
平成30年度	4,494,889	4,750	39,741,752	13,263	23,632,398
令和元年度	4,593,839	4,733	41,683,670	12,721	27,937,917
令和2年度	4,393,112	4,656	44,391,200	9,490	22,295,478

※上記は、レセプトの内容審査を実施したもの。

「資格点検」・・・保険者や負担割合等の資格情報を点検したもの。

「返戻決定」・・・資格点検の結果、医療機関に返戻したもの。

「内容点検」・・・縦覧点検(当月分の医科・歯科レセプトと過去複数月のレセプトとの比較等)や突合点検(医科・歯科レセプトと調剤レセプトを突合)等を点検したもの。

「過誤調整」・・・内容点検の結果、疑義が生じた事案で、過誤額(点数の減点や返戻されたレセプトの金額)が決定した際、各医療機関に支払われる診療報酬と当該過誤分を調整したもの。

(3) ジェネリック医薬品の利用差額通知

被保険者の医療費負担の軽減及び医療保険財政の改善を目的に、服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額の通知や、ジェネリック医薬品希望カードケースの配布などを通じ、ジェネリック医薬品の利用促進を図っています。

<b>【通知時期】</b>	年 2 回（令和 2 年 9 月・令和 3 年 1 月）	
<b>【抽出対象】</b>	ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代が 300 円以上の差額がでる可能性のある被保険者 ※平成 28 年度から差額金額を、100 円から 300 円に変更しています。	
<b>【通知数及び軽減効果額等】</b>	令和 2 年度分通知数	5, 582 通
	軽 減 効 果 額	3, 761, 208 円
	使 用 率	30. 5%
	注 1) 使用率：令和 2 年 6 月調剤分 10 月調剤分の差額通知作成対象者が、後発医薬品に切り替えた率（令和 3 年 4 月診査分）	
	注 2) 軽減効果額：差額通知対象者が、差額通知対象薬剤をジェネリックに切り替えたことによる軽減効果額（令和 3 年 4 月診査分）	

※参 考

**【図表 5-2 後発（ジェネリック）医薬品利用割合（数量シェア）の推移】**

	香 川 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合	全 保 険 者 平 均
平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 診 療 分)	71. 4%	74. 6%
令 和 元 年 度 (令 和 2 年 3 月 診 療 分)	74. 5%	77. 4%
令 和 2 年 度 (令 和 3 年 3 月 診 療 分)	76. 6%	79. 2%

出典：厚生労働省「医療費に関するデータの見える化について、保険者別の後発医薬品の使用割合」より、各年度 2 回公開されているものの内、3 月診療分。

注 1) 「数量」：薬価基準告知上の規格単位ごとに数えた数量で、使用量とは異なります。

注 2) 「数量シェア」：〔後発医薬品の数量〕 / (〔後発医薬品がある先発医薬品のある数量〕 + 〔後発医薬品の数量〕)

注 3) 「抽出対象のレセプト」：医科入院、DPC（出来高払い部分は対象。包括払い部分は対象外）、医科入院外、歯科、調剤。



(4) 重複・頻回受診者訪問指導事業

レセプト情報から、重複受診者・頻回受診者を抽出し、保健師等が訪問により、対象者に受診方法の改善や健康管理に関する生活指導を実施し、医療費の適正化や疾病の重症化の予防を図るものです。

**【抽出対象被保険者】**

重複受診・・・3か月連続して同一の傷病で3か所以上の医療機関を受診（H29・30）

3か月連続して同一の傷病で2か所以上の医療機関を受診（R1・2）

頻回受診・・・3か月連続して同一傷病で15日以上受診

**【図表5-3 年度別重複・頻回受診者訪問指導実施状況】**

年 度	延訪問人数 (人)	改善割合 (%)	1人あたり効果額 (円/月)
平成29年度	186	53.2	4,627
平成30年度	149	47.7	9,016
令和元年度	172	54.1	20,385
令和2年度	116	59.5	80,606

※令和元年度より前年度訪問対象者を除外しています。

※効果額：改善により抽出対象に該当しなくなった人、及び何らかの改善が見られた人の減額した医療費を訪問前後で比較したものです。

(5) 医療機関の適正受診等に関する周知啓発事業

医療機関の適正受診等に関する啓発情報や、健康情報を掲載したパンフレット等を作成し、市町に配布等を行いました。

啓発パンフレット(医療費適正化ガイド)	17,800部
フレイル対策クリアファイル	20,000部
フレイル対策リーフレット	20,000部
フレイル対策啓発パネル	3枚

## 6 保健事業と介護予防の一体的実施の状況

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業を市町に委託し、国民健康保険の保健事業や介護保険の地域支援事業と一体的に実施しています。

本事業は、市町に配置された企画・調整等を行う医療専門職による、国保データベース（KDB）システム等を活用した地域の健康課題の整理・分析に基づき、地域を担当する医療専門職がハイリスクアプローチ及びポピュレーションアプローチを行っています。

### (1) 取組市町

取組開始年月	市 町 名	市町数
令和2年4月	善通寺市、土庄町、小豆島町	2市3町
令和2年8月	直島町	
令和2年10月	高松市	

### (2) ハイリスクアプローチの取組内容

低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防等を行うための相談・指導、適正受診等の促進のための訪問指導、健康状態が不明な高齢者等に対するアウトリーチ支援等を行っています。

取 組 内 容	高松市	善通寺市	土庄町	小豆島町	直島町
低 栄 養			●	●	
口 腔					
生 活 習 慣 病 (糖尿病性腎症)の 重 症 化 予 防	●	●	●	●	
生 活 習 慣 病 等 の 重 症 化 予 防		●	●		●
重 複 ・ 頻 回 受 診					
健 康 不 明 者		●		●	●

### (3) ポピュレーションアプローチの取組内容

通いの場等において、地域の健康課題をもとに、フレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防などの、健康教育・健康相談を実施しています。また、フレイル状態にある高齢者等を把握し、保健指導や生活機能向上に向けた支援を行っています。

取 組 内 容	高松市	善通寺市	土庄町	小豆島町	直島町
運 動	●	●		●	●
栄 養	●	●	●	●	●
口 腔	●	●	●	●	
そ の 他		●			

## 7 事業目標

香川県後期高齢者医療広域連合広域計画に定める基本方針の項目について、事業目標を定めています。

NO	基本方針の項目		目標指標	目標値 R2年度	実績値 R2年度	目標値 R3年度
I 事務の効率化・適正化						
	1	職員数の適正化	第3次職員適正化計画(派遣職員数)	22名	22名	22名
II 健全な財政運営						
	1	保険料収納率の向上	現年度分収納率 ※1	99.67%	99.58%	99.70%
			過年度分収納率 ※1	52.34%	49.12%	54.91%
III 医療費適正化の推進						
	1	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進	後発医薬品使用率 ※2	74.5%以上	76.6%	76.6%以上
	2	重複・頻回受診者への訪問指導	受診行動の改善した割合 ※2	54.1%以上	59.5%	59.5%以上
IV 健康づくり推進						
	1	健康診査事業の受診率向上	受診率 ※2	40.5%以上	37.0%	40.9%以上
	2	歯科健康診査事業の受診率向上	受診率 ※2	21.16%以上	20.81%	21.16%以上

※1 各市町から提出された目標値を参考に、広域連合にて設定した目標値

※2 第2期データヘルス計画目標値(令和2年度中間評価)